

**中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会
事業実施計画書**

令和8年7月

中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会

目 次

第1 趣旨	1
第2 実施期間	1
第3 現状と課題	2
1 不安定な就労状態にある方	2
2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	2
3 社会参加に向けた支援を必要とする方	3
第4 目標・主な取組等	3
1 不安定な就労状態にある方	4
(1) 目標	4
(2) 主な取組等	4
(3) 取組に係る K P I	6
2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	6
(1) 目標	6
(2) 主な取組等	6
(3) 取組に係る K P I	7
3 社会参加に向けた支援を必要とする方	7
(1) 目標	7
(2) 主な取組等	7
(3) 取組に係る K P I	8
4 対象横断的な取組	8
(1) 目標	8
(2) 主な取組等	8
第5 推進体制・進捗管理方法	8
第6 その他	9

第1 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」¹においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者も少なくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」が策定され、6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月閣議決定）において3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付け、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、島根県域における就職氷河期世代の活躍に向けた効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等の統括を目的として、関係行政機関、島根県内の経済団体、労働団体、支援団体等を構成員とする「しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しまねPF」という。）を令和2年5月29日に設置した。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、令和7年度以降は支援対象を中高年層へ拡大し、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する方針が示されたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと対象を拡大し、「中高年世代活躍応援プロジェクト島根県協議会」（以下「島根県協議会」という。）へ名称を改め、令和7年7月8日設置した。

令和8年4月に策定された「新たな就職氷河期等支援プログラム」（2026年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、これまで推進してきた（1）就労・処遇改善に向けた支援及び（2）社会参加に向けた段階的支援について取組を継続・拡充するとともに、新たに（3）高齢期を見据えた支援を追加し、3本柱で諸政策に当面3年間（2028年度まで）の集中的な取り組みが定められた。

そのため、当該プログラムの関係施策を活用しながら、これまでのしまねPF及び島根県協議会の取組成果等を踏まえて「事業実施計画」を策定し、引き続き各界が一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた効果的かつ継続的な支援に取り組むこととする。

第2 実施期間

事業計画は年度単位とし、始期は令和8年7月22日から当該年度末までとする。

¹ 令和8年4月1日時点において大卒で概ね44歳～55歳、高卒で概ね40歳～51歳に相当

第3 現状と課題

中高年世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等があり、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様であるとされている。

これらの方の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も多様であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。

そのため、今般打ち出された「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」の方向性を踏まえた上で、個人が置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、より一層浸透させる必要があることを念頭に取り組んでいくことが不可欠である。

以下、支援対象像ごとに現状と課題を整理する。

1 不安定な就労状態にある方

島根県における「不安定な就労状態にある方」（35歳～59歳）は5,100人（人口比2.6%）²と推計されており、全国平均（人口比2.5%）とほぼ同水準にある。

これらの方のうち、特に就職氷河期世代に該当する層においては、学卒時における社会情勢等から、不本意ながら不安定な就労を選択せざるを得なかったため、離転職を繰り返す、キャリアを形成する機会に恵まれない等、企業に評価される職務経験が不足しているために希望する就職が困難な方も多い。

これまで、ハローワークと島根県との連携による相談支援や公的職業訓練の提供等により、不安定な就労状態にある方も含めた県内の求職者の就職支援を推進してきたところであるが、こうした状況にかんがみ、今後、個々の支援対象者の置かれた状況に応じたきめ細かな相談支援、支援対象者の職歴だけでは判断できない適性や能力等が求人企業にも十分伝わるような工夫を凝らしたマッチング支援や、安定就労に有効な職業能力等の習得機会の提供など、不本意非正規雇用労働者等の正社員就職実現に向けた支援の必要がある。

2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

島根県における「長期にわたり無業の状態にある方」（35歳～49歳）は2,500人（人口比1.3%）³と推計されており、全国平均（人口比1.4%）とほぼ同水準となっている。

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本統計調査」独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）における「若年者の就業状況・キャリア・就業能力開発の状況④」

2 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態についている理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

3 「長期にわたり無業状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない方で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない方。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

これまで、国と県との連携により展開している「地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）」において、一定期間無業状態にある 15 歳～49 歳までの者に対し、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験など職業的自立に向けた支援を実施してきたところである。

しかしながら、就職氷河期世代に該当する者は時代の経過により、サポステの支援対象を超える年齢となっている者も存在することから、今後は、これまでの取組で得られたノウハウを活かしつつ、中高年世代全体をカバーできるように支援対象者の対象年齢の拡充を図ることが必要である。

加えて、潜在的な支援対象者へも支援を届けられるようにするため、支援対象者の把握や働きかけのための機能を強化していく必要があり、サポステと関係機関による連携をより一層進めていくことが必要である。

3 社会参加に向けた支援を必要とする方

「社会参加に向けた支援を必要とする方」に対しては、就労、就学、福祉的支援、医療機関での治療など、支援対象者ごとにニーズや状態が異なっており、訪問支援等による、きめ細やかな支援が必要となるため、今後も支援体制の整備、人材育成等を行っていく必要がある。

島根県においては、平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立支援機関が全ての市町村に設置され、生活困窮者に対する包括的・継続的な支援体制が整備されている。

島根県では、相談員等に対する研修などの実施により、相談支援の質の確保・向上など、広域的な観点から市町村への支援を行っている。

島根県は、平成 27 年から、島根県立心と体の相談センター内に「島根県ひきこもり支援センター」、県内各保健所（7 圏域 8 カ所）に「ひきこもり支援センターサテライト」を設置し、本人や家族等からの相談を受けている。またセンターにおいては、本人対象の小集団グループ活動、家族対象の「家族教室」、県民向けの研修会の開催なども行っている。

各市町村では、「ひきこもり相談窓口」を設置し、相談に応じているが、近年相談件数が増加している。また、その対応や支援の仕方に課題を抱えている市町村が多いこと、様々な分野の支援機関が連携して支援していくことが重要であることから、人材の育成、ネットワークの構築などの取組を強化し、より身近な市町村域における支援内容の充実を図っていく必要がある。

第 4 目標・主な取組等

第 3 で整理した現状と課題を踏まえ、島根県協議会として今後、以下のとおり目標を掲げ、取組を推進していく。

1 不安定な就労状態にある方

(1) 目標

中高年世代で不安定な就労状態にある者等の支援を強化し、不本意ながら非正規就労を余儀なくされている者等の正規雇用者を 1,171 人以上の増加を目指す。

4

(2) 主な取組等

【相談支援】

ア ハローワーク松江の専門窓口「35 歳からのキャリアアップ応援コーナー」で、職業相談係と求人係が一体となったチーム支援により、支援対象者の賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援を行う。また、その他のハローワークにおいても同様な支援を行う体制を構築し相談にあたる。〔ハローワーク松江、島根労働局〕

イ サポステ島根、ミドル・シニア仕事センター、レディース仕事センターにおいて、個別就職相談等伴走型就職支援を実施する。〔サポステ、島根県〕

ウ 不安定な就労状況にある方や、就職を希望しながら長期間無業の状態にある方に対して、生活課題や就労に関する困りごとに多面的に対応するための相談支援を行う。具体的には、生活福祉資金貸付制度の「総合支援資金」を活用し、就職活動に必要な生活費や住居の確保など、生活の安定を図る支援を実施する。〔島根県社会福祉協議会〕

【職業能力開発等に向けた支援】

ア 従来の求職者支援訓練、離職者訓練（施設内訓練）の実施に加え、就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、求人者ニーズの高い介護などの職業訓練コースを求職者支援訓練に設定し、実施する。〔機構島根支部、島根労働局〕

イ 中高年世代に該当する者で、「海技大学校」及び「海上技術短期大学校」で訓練を受け資格を取得したものの、船員として就職できなかった方の就職を促進するための再訓練を実施する。〔中国運輸局島根運輸支局〕

ウ 県立高等技術校において、施設内訓練を実施するほか、離職者訓練(委託)として医療・福祉などの長期高度人材育成コースを設定し、国家資格の取得等による高度な職業能力の習得によって安定就労を図る。〔島根県〕

エ 福祉分野で必要な資格取得や職場復帰を支援するために、修学資金等の貸付を行い、学び直しやキャリア形成に必要な経済的支援を提供する。〔島根県社会福祉協議会〕

【マッチング支援】

ア 中高年世代に該当する方を対象にした限定・歓迎求人（雇用期間の定めがなく、経験を問わず、35 歳以上 59 歳以下の年齢条件、選考法は原則面接のみ）の提出を県内の中小企業等と呼びかける。〔島根労働局、

経済団体⁵⁾〕

イ 福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業を通じて、求職者と福祉施設・事業所とのマッチングを支援する。また、見学・体験の機会の提供や、福祉のしごと就職フェアの開催を通じて、職場理解の促進とマッチング精度の向上を図る。これらの取組により、求職者が自らの適性や希望に応じた就職先を見つけられるよう、きめ細やかな支援を行う。〔島根県社会福祉協議会〕

ウ 非正規雇用労働者等の正社員就職を促進するため、就職支援セミナー、合同企業説明会等を実施する。〔島根県、島根労働局、経済団体〕

エ ミドル・シニア仕事センター及びレディース仕事センターにおいて、再就職支援セミナーや合同企業説明会等を実施する。〔島根県〕

【地域の企業向けの支援】

ア 中高年世代を採用する際に活用できる、トライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金、船員計画雇用促進等事業や、非正規雇用労働者を正社員化する制度の導入の際に活用できるキャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、内航船員就業ルート拡大支援事業等の各種制度の周知や活用促進を行うことで、企業における中高年世代の方の採用等を支援する。

〔島根労働局、中国運輸局島根運輸支局、経済団体、連合島根〕

イ 企業コンサルタントの派遣による非正規雇用労働者の正社員化に向けた取組への助言等により、企業の中高年世代の方等に係る雇用管理を支援する。

〔島根労働局、経済団体〕

ウ 中小企業の人材課題解決に資するセミナー・ワークショップを開催し、中高年世代を含む多様な人材の活用を促す（委託事業）。〔中国経済産業局、経済団体〕

エ 中高年世代が高齢期にも希望に応じて働くことができるよう、就業機会を確保するために、70 歳までの就業確保措置の普及等に向けて 65 歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主へ助成し、高齢期を見据えた支援を行う。〔機構島根支部、島根労働局〕

オ 家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた取組として、育児・介護休業法に基づく制度及び両立支援等助成金の周知を図る。〔島根労働局〕

5 島根県経営者協会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会がすべて揃っている場合は、経済団体と記載している。

（３）取組に係る K P I

- ・ハローワークにおいて、4,000 人以上の中高年世代支援対象者を支援する。⁶
- ・ハローワークにおいて、中高年世代を対象とした求人を 2,296 人以上確保する。⁷
- ・キャリアアップ助成金を活用した正社員転換数について 248 件以上目指す。⁸

2 就職を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

（１）目標

サポステを中心に、当事者やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立につなげることを目指す。

（２）主な取組等

【相談支援】

ア サポステの支援対象年齢 39 歳までを 49 歳までに拡大し、スタッフを増員するなど取組んできたが、中高年世代の無業者に対する相談体制を継続し、支援を強化する。〔サポステ、島根労働局〕

イ サポステにおいて、資格取得支援、臨床心理士によるカウンセリングや職業人講話等の仕事セミナー、保護者交流会を開催する。〔サポステ、島根県〕

【関係機関との連携強化】

ア サポステにおいて、地域の関係機関と情報共有を図りつつ、各関係機関が支援している支援対象者を幅広く把握し、サポステも支援に加わることで個々人の状況に対応した一層きめ細かな支援を実施し職業的自立支援につなげる。

〔サポステ、島根県社会福祉協議会、島根県、島根県ひきこもり支援センター、島根労働局〕

【就労体験の機会の確保】

ア サポステに推進員を配置し、職業的自立支援や多様な形態での就労実現を図るため、経済団体等との協力の下、ニーズに合わせた長期・短期就労体験を実施する。〔サポステ、経済団体、島根県、島根労働局、島根県社会福祉協議会〕

【地域の企業向けの支援】

ア 長期にわたり無業の状態にある者の、個々の状況に応じた働き方の導入を推進するため、多様な働き方の周知や制度導入を支援する。〔島根労働局、経済団体〕

6 過去 5 年間（支援対象者については令和 3 年度に新たに盛り込まれた KPI であるため R3～R7 で計算）の就職率 29.3%から目標としている中高年世代のハローワークの紹介による正社員就職件数 1,171 人が達成可能な数値を設定している（1,171 人÷29.3%≒4,000 人）。

7 中高年世代限定求人及び歓迎求人の合計数であり、過去 6 年間の実績を考慮し数値を設定している。

8 全年齢層での実績であり、過去 6 年間の実績を考慮し数値を設定している。

(3) 取組に係る K P I

- ・サポステにおける令和 8 年度新規登録者数について、216 人以上を目指す。⁹
- ・サポステにおける令和 8 年度就職等件数について、156 件以上を目指す。¹⁰
- ・サポステにおける令和 8 年度就労体験者数について、60 人を目指す。¹¹
- ・サポステにおける令和 8 年度就職決定者数について、25 人(就労体験から就職に至った人)を目指す。¹¹

3 社会参加に向けた支援を必要とする方

(1) 目標

当事者及びご家族のニーズや状態に応じ、支援が必要な者に確実に支援が届くよう、身近なところで相談し、支援を受けられる体制を整備するとともに、地域における様々な関係機関のネットワークを構築することによって、当事者が社会とつながりながら地域生活を送ることができることを目指す。

(2) 主な取組等

【相談支援】

ア 地域での相談・支援体制の充実と多機関協働による包括的支援体制の構築を進めるため、市町村や自立相談支援機関などの様々な関係機関を対象とした研修会を実施し、各種相談専門職など支援者の資質向上と連携の強化を図る。

〔島根県、市町村、島根県社会福祉協議会〕

イ 生活困窮者自立相談支援機関をはじめとした関係機関の相談窓口や支援内容等を周知するため、リーフレットの配布やホームページの掲載等による情報発信を行う。〔島根県、市町村〕

【社会活動への参加】

ア 社会参加に向けた多様なボランティア体験メニューの充実・強化を図る。

〔サポステ〕

【地域でのネットワーク形成】

ア それぞれの地域における、様々な関係機関のネットワーク構築の取組を強化するため、地域単位のネットワーク会議の設置に努めるとともに、この会議を就職氷河期世代活躍支援事業における地域プラットフォームとして位置づけ、島根県協議会との連携を図る。〔島根県、島根県ひきこもり支援センター、島根労働局、島根県社会福祉協議会〕

⁹ 全年齢層での目標。(令和 8 年度の新規登録者数について、サポステ対象年齢全体の人数とした)

¹⁰ 全年齢層での目標。(令和 8 年度の新規登録者数について、サポステ対象年齢全体の人数とした)

¹¹ 「令和 8 年度地域就職氷河期世代等支援推進交付金計画」交付対象事業 KPI

イ 当事者及び家族が身近なところで相談できるよう、市町村の相談窓口を明確化し、住民に周知を図るとともに、市町村圏域でのネットワークの構築に努める。〔島根県市長会、島根県町村会、島根県〕

(3) 取組に係る K P I

- ・自立相談支援機関職員の資質向上を目的とした研修の実施。
- ・市町村における生活困窮者自立支援機関の訪問支援体制の充実や就労準備支援事業への取組の促進。
- ・居場所をはじめとする多様な社会参加の場の確保の促進を図る。
- ・県と市町村等によるひきこもり支援ネットワークを強化するための会議の開催。

4 対象横断的な取組

(1) 目標

第4の1から3に記載した各種の取組等を着実に実施していくことと併せて、支援が必要な方等に対する取組の周知及び活用促進を図るとともに、本計画の実施状況を把握・検証することで、より効果的な取組となることを目指す。

(2) 主な取組等

- ア 第4の1から3に記載した各種の取組等の周知や就職氷河期世代を含む中高年世代の方の支援対象者ごとの各種支援策や中高年世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人や家族に届けるため、また、その受け皿となる企業等の理解や受け入れ促進等を図るため、あらゆる手段（メディア、広報誌、機関誌、SNS、WEB、イベント等）を活用し、効果的に伝わる周知・広報を行う。〔全構成員〕
- イ 第4の1から3に記載した各種の取組の成果等を把握・分析できるよう、必要なデータや支援事例等の収集・整理に努める。〔島根労働局、島根県〕
- ウ 県内の各市町村が実施する中高年世代支援のための取組について情報収集を行い、必要な連携を図る。また、他都道府県における取組例についても情報収集を行う。〔島根労働局、島根県〕

第5 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、島根県協議会事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、島根県協議会設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

第6 その他

事業実施計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、島根県協議会内の関係機関で協議を行うとともに、国に対しても情報共有を行うこととする。

事業実施計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他に、国から改めて示される都道府県計画の考え方を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業実施計画の記載のうち、労働局、県及び市町村の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。